

山梨県個人情報保護条例の改正について（素案）

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号（マイナンバー法、以下「法」という。）は、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）について、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講じている。

さらに、同法第 31 条は、地方公共団体についても、この趣旨に則り必要な措置を講じなければならないとしている。

このことから、特定個人情報の取扱いについて所要の改正を行う必要があるため、山梨県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）を改正する。

2 改正の内容

定義（条例第 2 条）

改正内容		趣旨
特定個人情報 （情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	（関係条文：法第 2 条）
法で定義された「特定個人情報」（1）について、条例でも同様の定義を設ける。 1:個人番号をその内容に含む個人情報	法で定義された「情報提供等記録」（2）について、山梨県個人情報保護条例でも同様の定義を設ける。 2:特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報	法で求められる保護措置を条例で整備するため、同法独自の概念である「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について定義する必要がある。

利用及び提供の制限（条例第 10 条）

改正内容		趣旨
特定個人情報 （情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	（関係条文：法第 9 条、第 19 条、第 29 条、第 31 条）
人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除いて原則禁止	利用目的以外の利用を禁止する。	法は、特定個人情報の目的外利用について、一般の個人情報よりもさらに厳格にするため、目的外利用の例外事由を左記の場合のみに限定している。 また、情報提供等記録については、目的外利用が想定されないため、これを禁止する。

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（条例第 12 条）

改正内容		趣旨
特定個人情報 （情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	（関係条文： 法第 29 条、第 31 条）
<p>（法が認める場合には目的外利用が可能であり、<u>措置要求</u>（ 3 ）する余地があるため、改正しない）</p> <p>3: 第三者に個人情報を提供する場合に、目的外の利用や漏えいを防止するために相手方に求める措置</p>	措置要求可能な保有個人情報の範囲から、情報提供等記録を除く。	<p>特定個人情報は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合」に例外的に提供をすることが可能であるため、措置要求をすることがありうる。</p> <p>情報提供等記録は、利用目的以外の利用ができないため、措置要求を行う場面が想定されないことから、適用除外とする。</p>

開示、訂正、利用停止に関する規定（条例第 14 条から第 16 条、第 29 条、第 30 条、第 38 条から第 42 条）

改正内容		趣旨
特定個人情報 （情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	（関係条文：法第 29 条、第 31 条）
本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。	<p>本人関与の手続を一層保護する。特に、<u>マイポータル</u>（ 4 ）の利用が困難な者が想定されることから、一般の個人情報で認められている本人、法定代理人に加え、「特定個人情報」については、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。</p> <p>情報提供等記録についても、上記と同様の趣旨から、本人及び法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める（ただし、情報提供等記録は、その性質上、そもそも利用停止請求を認めないこととするため、任意代理人による請求を認めない。）</p> <p>4: 行政機関が自分の特定個人情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステム</p>

開示、訂正時の移送に関する規定（条例第 23 条、第 35 条）

改 正 内 容		趣 旨
特定個人情報 （情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	（関係条文： 法第 29 条、第 31 条）
（既存の条例で対応する）	開示・訂正決定に際し、 他の機関への移送を認め ない。	情報提供等記録については、 他機関で開示等の決定をす る場合が想定されないため、 移送に関する手続を適用除 外する。

他の法令による開示の実施との調整に関する規定（条例第 28 条）

改 正 内 容		趣 旨
特定個人情報 （情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	（関係条文： 法第 29 条、第 31 条）
他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外と する。		法による開示請求は、インタ ーネットを用いた方法（マイ ポータル）のみとされている ため、パソコンを利用できな い者でも開示請求ができる ように、法による開示請求手 続（インターネットによる請 求）と条例による開示請求手 続（文書による請求）の両方 を可能とする。

訂正の通知先に関する規定（条例第 36 条）

改 正 内 容		趣 旨
特定個人情報 （情報提供等記録を除く）	情報提供等記録	（関係条文： 法第 29 条、第 31 条）
（既存の条例で対応する）	訂正した場合に、総務大 臣及び情報提供者又は情 報照会者に対し通知す る。	情報提供等記録は、情報の照 会者、提供者及び情報提供ネ ットワークシステムを管理 する総務大臣において記 録・保管されるものであり、 訂正した際にもこれらの主 体に通知することとする。

利用停止の請求の条件に関する規定（条例第 37 条）

改 正 内 容		趣 旨
<p>特定個人情報 （情報提供等記録を除く）</p>	<p>情報提供等記録</p>	<p>（関係条文： 法第 29 条、第 31 条）</p>
<p>以下の場合についても利用 停止請求を認める。 利用制限に対する違反 収集制限・保管制限に対 する違反 ファイル作成制限に対す る違反 提供制限に対する違反</p>	<p>利用停止請求を認めな い。</p>	<p>法は、特定個人情報につい て、同法に違反する行為のう ち特に不適切なものが行われ た場合にも利用停止請求 を認めているため、条例にお いても同様の措置を講ずる。 情報提供等記録については、 システム上自動保存される ものであり、利用制限等に違 反する取扱いが想定されな いため、利用停止請求を認め ない。</p>